

# 人材ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 著作物の例外的使用の弾力的運用	1
2 - 農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	1
3 - EPA候補生の滞在期間の延長について	1
4 - 外国人の在留資格の新規追加について	2
5 - 農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	2
6 - 労災申請の認否結果及び理由の事業主向け通知	2
7 - 「企画業務型裁量労働制」の定期報告頻度の見直し及び本社一括報告化	3
8 - 「企画業務型裁量労働制」の一括届出化及び有効期間内に事業場が変更となった場合の同意再取付の簡素化	3
9 - 在留資格「高度専門職1号」での複数企業の経営活動の緩和	4
10 - 在留資格「高度専門職1号」における提出資料の簡略化	4

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月21日	28年 12月19日	著作物の例外的使用の弾力的運用	<p>私は公共職業訓練施設の修了生です。職業訓練施設の関係者から、こんな話を聞きました。訓練授業に使用している資料について、一般企業や出版社より著作権法に違反しているので著作物の使用はやめてほしいとの要望が出ているそうです。職業訓練施設は学校教育法に基づく教育機関ではないので、著作権法第35条の適用を受けないというのがその理由のようです。</p> <p>しかしながら、学校も職業訓練施設も「将来働くために必要な教育を行なうところ」には変わりありません。しかも職業訓練施設は、失業者や非正規労働者を対象にしている場合が多く、失業率の低下や非正規労働者の正規化を行なうために重要な施設です。そのためには、学校教育と同様に著作物の例外的使用の運用が必要です。</p> <p>職業訓練施設も教育機関と同じ位置づけにして、訓練授業に著作物が著作権法第35条の範囲内で使用できるよう、法制度の運用を見直して下さい。</p>	個人	文部科学省
2	28年 11月22日	28年 12月19日	農業分野における外国人技能実習制度に係る「作業の追加」について	<p>1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>2) 提案理由 北海道の日高地域は、軽種馬産業が基幹産業であり、生産頭数が全国の約8割を占める一大産地である。また、生産された軽種馬のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、内国産競馬を支える重要な地域でもある。しかしながら、酪農や他畜産業と同じく、高齢化の進展や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少している。一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されており、海外からの日本の優秀な技術に対する需用は非常に高まっている。そこで、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらい、自国での軽種馬による産業振興の中心となる人材を育成したい。しいては、海外において軽種馬産業が成長することにより、日本の軽種馬に対する需要も増えることが期待され、国内における更なる軽種馬産業の発展につながる可能性がある。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省
3	28年 11月28日	29年 1月16日	EPA候補生の滞在期間の延長について	<p>【具体的内容】 EPA介護福祉士・看護師候補生の受入制度について、せっかく施設で受入、育成してきた人材が、資格試験で1点でも足りなければ帰国という状況になっている。試験において難解な日本語が障壁とならないような対応や、不合格者について本人及び施設の希望がある場合は受験機会を拡大(滞在期間の延長)するようなことができないか。</p> <p>【提案理由】 将来的に介護・看護人材不足が懸念される中で、期間内に資格試験に合格はできなかったとしても、現場において十分な介護・看護が実践できている人材をみすみす手放すのは非常に非効率であり、育成費用・労力の観点からも無駄となるため。</p>	豊田市	外務省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	28年 11月28日	28年 12月19日	外国人の在留資格の 新規追加について	<p>【具体的内容】 在留資格が「特定活動」である外国人のうち、医療を受ける目的及び観光・保養の目的(一部地域の富裕層に限る)で来日する者について、新たな在留資格を設けることができないか。</p> <p>【提案理由】 在留資格が「特定活動」である外国人のうち、医療を受ける目的及び観光・保養の目的(一部地域の富裕層に限る)で来日する者については、住民基本台帳法の適用を受けるが、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者とならない。在留資格が「特定活動」で来日する外国人は多く、そこから各保険の対象者とならない者を抽出することが難しいため。</p>	豊田市	法務省
5	28年 11月29日	28年 12月19日	農業分野における外国人 技能実習制度に係る 「作業の追加」について	<p>1) 具体的内容 技能実習2号移行対象職種のうち農業関係2種6作業について、畜産農業の作業に「軽種馬」を追加し、2種7作業として欲しい。</p> <p>2) 提案理由 北海道日高地域は、軽種馬生産が基幹産業であり、その生産頭数は全国の8割を占める一大産地であります。又、生産された産駒のほとんどが、中央・地方競馬に競走馬として供給されており、競馬業界を支える重要な地域であります。 しかしながら、近年においては高齢化や担い手不足等により軽種馬飼養戸数は年々減少しております。 一方で、競馬の国際化が進み、多くの軽種馬が海外に輸出され、海外の重賞レースで勝利するなど、日本の軽種馬飼養・育成技術の高さが証明されてきており、海外からの日本の優秀な技術に対する需要は非常に高まってきております。 現状における人材不足は否めない事から、本制度を活用し、海外の軽種馬生産関係者に対し、日本の高い飼養・育成技術を習得してもらう事、又、その事によって日本の軽種馬に対する需要も増え、地域経済が安定し、国内における更なる軽種馬産業の発展に繋がる可能性もある事から提案するものであります。</p>	民間団体	法務省 厚生労働省
6	28年 11月30日	28年 12月19日	労災申請の認否結果 及び理由の事業主向け 通知	<p>【提案の具体的内容】 労災を申請した際の認否結果については、申請者本人(労働者)に対してのみ行われているが、事業主に対しても同様の通知を行うとともに、認否理由を通知するように法整備することを要望する。</p> <p>【提案理由】 事業主は、労災申請の認否結果を受けて、休暇の振替(私傷病欠勤 労災欠勤)、給与の振替(給与 法定外労災給付)、所得税の再計算などの事務処理が必要であり、労基署から直接通知を受けることにより、これらの事務処理を迅速に行うことが可能となる。また、認否理由を開示してもらえれば有効な再発防止の検討も可能となる。</p>	(一社)日本 損害保険 協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	28年 11月30日	28年 12月19日	「企画業務型裁量労働制」の定期報告頻度の見直し及び本社一括報告化	<p>【提案の具体的内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本手続について報告頻度の見直し及び対象者労働者の健康及び福祉を確保するための措置実施状況をリストに添付することで本社一括の報告を可とする。 定期報告の廃止については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっておりますが、引き続き要望させていただくもの。</p> <p>【提案理由】 ・企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある（改正法案成立後、決議後6ヶ月後を除き定期報告不要とすることを予定している）。 ・企画業務型裁量労働制の導入は労使委員会の決議に基づく必要があり、その運営についても労使で不断にチェックが行われている。従って、所轄労働基準監督署長への定期報告は廃止し、労使自治に委ねたとしても、健康及び福祉を確保するための措置の実効性は担保されると考える。 ・また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については、一般的にはガバナンス確保の観点から、各事業場から本社へ報告させたい一方で、本社にて一括管理している、もしくは一括管理することが望ましいと考えられるため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的であり、事業場毎の対象労働者の労働時間や健康確保措置の実施状況を各事業場毎に作成した上で、提出についてのみ本社が一括して行うことを可能とすべきと考える。 制度趣旨を損なわずにロードの削減が実現でき、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省
8	28年 11月30日	28年 12月19日	「企画業務型裁量労働制」の一括届出化及び有効期間内に事業場が変更となった場合の同意再取付の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。また、転勤、異動により事業所が変更となる従業員については、同意有無の判断をする機会を与えつつも、継続して同意する従業員については明示的な意思表示を不要とすること（不作為による自動継続）を可能とするなど、同意の確認プロセスを簡素化する。 一括届出化については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっておりますが、現時点では措置が未実施であるため、引き続き要望させていただくもの。</p> <p>【提案理由】 ・企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみ労働時間を適用できることになっている。 ・同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。この点、一括決議化は困難である旨の回答を昨年いただいたところ。 一方で、既に当該制度の対象者である労働者において、事業場が変更となった場合については、以下の理由から、継続して同意する場合の意思表示を省略可能とするなどの手続き簡素化がされるべきと考える。 当該労働者は、既に前事業場で当該制度に同意していることから、引き続き同意する蓋然性が一定程度見込まれること 労使で不断のチェックを行っていることから、引き続き当該制度で労働する場合の健康確保措置などの実効性は担保されると考えられること 同意有無の確認については、漏れなく対象労働者へ案内を行うため、不同意の従業員がいた場合も、確実に意思表示をする機会が確保されること 決議は3年ごとに実施しているため、定期的に見直しの機会が確保されていること 届出が一括で可能となることや、事業場が変更となる場合の同意取付が簡素化されることによって、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが大幅に簡素化され、導入企業の増加が期待される。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	28年 11月30日	28年 12月19日	在留資格「高度専門職1号」での複数企業の経営活動の緩和	複数企業の経営活動に従事しようとする場合、在留資格「高度専門職1号八」は、在留資格「経営・管理」と異なり、「関連する事業」の経営活動にのみ従事することができるとされているので、相互に事業内容が関連しない複数企業の経営活動に従事することができない。すなわち、在留資格「経営・管理」の付与を受けて経営活動に従事する場合は、経営する甲社、乙社の事業内容の関連性は不要なため、ソフトウェア開発を行う甲社、レストランを運営する乙社の経営活動に従事することができる。これに対して、在留資格「高度専門職1号八」の付与を受けて経営活動に従事する場合は、甲社と乙社の事業内容に関連性が求められるため、甲社と乙社の経営活動に従事することはできない。「高度専門職」が想定している高度人材たる外国人経営者は、多角的に事業を営む者も少なくなく、現行の在留資格「高度専門職1号八」はこのような者が高度人材として在留する場合の障壁となっている。	個人	法務省
10	28年 12月2日	29年 1月16日	在留資格「高度専門職1号」における提出資料の簡略化	<p>在留資格「高度専門職1号」の申請を行う際は、70ポイント以上であることを立証する資料に加えて、元になる在留資格に係る資料の提出も必要とされている。たとえば、在留資格「経営・管理」を有する会社の経営者が、70ポイント以上であるとして、在留資格「高度専門職1号」を取得しようとする場合、「高度専門職1号」に関する提出資料(70ポイント以上であることを立証する資料)に加えて、「経営・管理」に関する資料の提出も必要とされている。70ポイント以上であることを立証する資料以外の「経営・管理」に係る提出資料は、事業計画書、従業員の賃金支払に関する文書、従業員の住民票・在留カードなどがあるが、これらの資料は「経営・管理」の取得時にすでに提出済みであり、重ねてその提出を求める必要性が低いと考える。特に、「経営・管理」の付与を受けてから日が浅い場合(「経営・管理」の更新をしてからまだ数か月の場合など)や過去の職歴で経歴要件を立証したような場合(何度も過去の職場から在職証明を取得するのは容易ではない。)は、申請人の負担が大きい。</p> <p>高度人材の受け入れを促進する観点から、申請手続きはより簡略であることが望ましいと考える。</p>	日本行政書士会連合会	法務省